

第16回 ProSAVANA 事業に関する意見交換会（3月9日開催）に向けて  
～第15回（2月19日）の議論で積み残しとなった質問一覧～

NGO 側作成  
2016年3月5日

2016年2月19日に開催された第15回 ProSAVANA 事業に関する意見交換会での協議を踏まえ、第16回での議論を前進させるため、NGOから質問させて頂いた点でご回答を頂いていない点並びにご確認を頂くことになっていた点について、ご回答をよろしくお願いいたします。

念のため、当日出た質問でご回答を頂いていないもの、お約束頂いたものをこちらで整理させて頂きました。また、皆さまのお手間を省くため、ご確認頂きたい一次資料（別資料記載のテキスト等）は全て本文書に掲載しております。さらに、第13回時に JICA より質問の背景が分からないと回答を準備することが難しいとの問題提起を頂きましたので、これを踏まえ背景も盛り込みました。

- \* NGO事務局が作成した逐語議事録は3月3日にお送りしています。
- \* 大半が3月3日に既に再度確認しているものです。

### 【外務省】

#### 1. ご確認頂きたい点

##### （1）2月出張時の面談者ナンブーラ州農業局（DPA）ペドロ局長の件

- 第13回（10月27日）と第14回（12月8日）にNGO側より提出した「プロサバンナ事業で招聘されたモザンビーク政府一行との面談に関する日本の市民社会による記録・問題提起・要請<sup>1</sup>」に記載されているペドロ局長の問題について、確認された上で面談者として選ばれたのかどうか質問がなされました。
  - ご承知と思いますが、農業省大臣自らが全国公聴会（6/4）で、公聴会原則と「表現の自由」の侵害を行った点について<sup>2</sup>、同資料の7頁に掲載されており、こちらもご確認下さい。
- ① 上記資料の「2. 事実確認と問題提起：(7) 『多様な意見に耳を傾ける姿勢の歓迎』と現実への反映の重要性」で示した以下の点（8頁）についてご確認頂き、ご見解をお願いしております。

ナンブーラ州で問題が多発しており、とりわけ同州における農業政策やプロサバンナの責任者であるペドロ・ズクーラ州農業局長は、「立場・言論の多様性」に配慮しない発言を繰り返していることが記録されている。

➤ 2014年8月日本NGOとの面談時：

◇ 「農民組織や市民社会組織が異議を唱えるのは、外国からカネをもらうため。開発を停滞させて有権者の不満を高め野党を利するため。」

➤ 2014年8月26日（政府系新聞 Noticias）：ナンブーラ州内の全郡の SDAE の全ディレクターが招集されて行われた会議の場で、ズクーラ農業局長と SDAE ディレクターが次のように述べたことが報道されている。

◇ 局長：「国外からのどんな反対工作があっても前に進められなければならない。国外勢力は、国内の市民社会のあるセグメントを使って、モザンビークの貧困削減努力を鈍化させようとしている」

◇ 以上を受けた SDAE ディレクター発言：「SDAE は、プロサバンナ事業について起こりうる障害を排除し、プロサバンナの宣伝活動の進捗の確認を行う。」

- 以上は、「多様な意見」の尊重に当たらないばかりか、明確に自由権規約に反しており、プロサバンナ事業に関与するモザンビーク政府関係者が、事業の枠組みの中で行っている人権侵害、特に「表現の自由」の侵害に相当する。

<sup>1</sup> [http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/ProSAVANA/13kai\\_shiryu/refl.pdf](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/13kai_shiryu/refl.pdf)

<sup>2</sup> 農業省が定める公聴会「独立/責任の原則」に反し、(1) 公聴会の法的前提に疑義を唱えた者に対し「参加を希望しない者は退出せよ」、(2) 「愛国的な主張のみ行うこと」を出席者に命じ、(3) 「反対意見や反対運動は許されない」と威嚇的に述べ、批判的な市民社会メンバーや研究者に発言させず一方的に議事を打ち切り、現地報道では「大臣が脅す」との見出しも。

## (2) OMR (農村地域ウォッチ研究所) との面談記録の件

- 第 15 回時に配布された外務省国別第三課作成の資料 (「現地出張報告概要」) に記載されている OMR との面談報告について、事実と異なる点があるようです。当日も指摘させて頂きましたが、再度以下に整理します。
- 「出張報告概要」では、「(1)人びとの権利の尊重、(2)参画、(3)透明性、(4)モニタリング」の 4 点の重要性が OMR によって指摘されたと記されるに留まっています。この 4 点の中で、面談時に最も議論された「透明性」の中身について、第 15 回時に NGO 側から照会がなされました。
  - 透明性の問題については、プロサバンナ事業における MAJOL 社との契約の不透明性に関する議論がされたのではないかと質問がなされましたが、課長より「一例として出ただけで、一般的な話を中心であった」との回答がなされています。
  - しかし、面談 3 者に合意された記録 596 語中の実に 109 語までが、MAJOL 社との不透明な契約についてのやり取りに関するものでした。また、プロサバンナ事業で行われた多くの調査が市民社会と共有されていない点についても透明性への疑問という形で問題提起されているかと思えます (38 語)。以下の訳文をご参照下さい。

- (プロサバンナ事業における) 透明性の欠落の一つの事例としては、MAJOL 社との契約や業務指示の問題があると指摘した。課長からは、MAJOL 社は市民社会プラットフォームの事務局であり、JICA の出席者からは MAJOL 社は会合を調整したり準備するために多様な人びとにコンタクトしたり、市民社会とモザンビーク政府の間の関係をファシリテートするために仕事をしている会社であるとの説明がなされた。これに対して OMR は、多くの混乱は MAJOL 社との契約や業務指示書がステークホルダーらに開示されていれば防げたものであるし、実際防げるはずだと述べた。
- さらに、透明性の問題に関して、OMR 出席者はプロサバンナ事業に関わる多くの調査が政府に言及されているにもかかわらず、市民社会組織にアクセス可能となっていない事実について指摘がなされた。

- ① これらを踏まえ、以下ご確認下さい。
  - (ア) 面談相手のマルティン氏は本当に OMR 副代表でしょうか？
  - (イ) 「透明性」についてのやり取りを思い出して頂いたと思いますが、OMR から MAJOL 社の契約の不透明性の問題とプロサバンナの調査結果へのアクセスが問題提起され、特に前者については外務省・JICA も説明を行ったという点についてご確認頂けますか？
  - (ウ) また、これらの重要な点が「報告概要」に記載されなかった理由をお教え下さい。
  - (エ) 同様に、「報告概要」における OMR の発言の最後が「(OMR は) コンセンサスに至るのを支援したい」との抱負を述べたように書いてあります。しかし、第 15 回時にも指摘されたように、そのような記録は確認されませんでした。もう一度記録を確認下さい。
  - (オ) 同様に、「報告概要」の冒頭に書かれている「マスタープラン策定は大切であり、ナカラ回廊地域の発展の必要性には同意」という点についても、記録が確認されませんでした。もう一度記録を確認下さい。
- ② 以上から、第 15 回時に配布された「現地訪問結果概要 (2 月 19 日作成)」は、OMR と JICA ・外務省の間で合意された面談記録 (2 月 15 日) に基づかず作成されたようですが、その理解で大丈夫でしょうか。また、その理由をお教え下さい。

## 【JICA】

1. 3/3 に既に確認をお願いしている点を以下のとおり、背景とともに列挙いたします。ご確認頂き、ご回答下さい。

### (1) 公聴会後のナンプーラ州マレマ郡での付きまといの件 (2015 年 5 月 11 日公開)

- 本件については、第 12 回 (2015 年 7 月 24 日) から第 15 回まで、過去 4 度の意見交換会で具体的な情報とともに JICA に対し調査と対応をお願いしてきました。UNAC 代表団の面談時 (7 月 8 日) も同様です。
- しかし、現在までこの点については、「現地に確認した結果」として当日行政ポスト長が不在だったので呼んで話を聞いただけという趣旨の回答しか頂いておりません。
- この記事にある通り、具体的な人物名と言動の中身が記されており、かつ日本政府関係者が出席した全国公聴会 (6/4) でも本件は当事者らが訴え出たと聞いております。
- なおマレマ郡では、DIF や PEM の事業が行われており、対象 19 郡の中でも重点的に支援が行われている郡である点について、NGO としても十分理解しております。

- ① 第16回では、具体的に誰にどのような形で事実関係を確認した結果、何が分かり、何が分からなかったのか、誰と共に誰に対しどのような対応をその後行っているのか、行うべきと考えているのかについてどうぞよろしくお願いします。

詳細記事：第12回配布資料<sup>3</sup>

「マレマ郡行政府の主催で行われた4月28日の公聴会を、途中でボイコットした ProSAVANA 事業を拒否するムトゥアリの農民やコミュニティが、同郡行政府の傘下にいるムトゥアリ行政ポスト長、首長ムシヨナ (Muchona) と SDAE (郡経済活動振興部) 関係者らによって付きまとわれ、脅迫の標的となっている。」

第13回・第14回配布資料<sup>4</sup>

2015年5月ナンブーラ州マレマ郡：公聴会で批判的な意見を述べた地元農民らへの郡長・SDAE (郡経済活動振興部 \*プロサバナ事業のカウンターパート) による公聴会後のストーキングと脅迫<sup>1</sup>

- ◇ 5月8日ムトゥアリ行政ポスト長が農民組織を呼び出し、威嚇・命令：
  - 「民衆と農民が事業に反対するように煽動しているのは誰か。あれほど多くの人びとを公聴会に集めたのは誰か？政府は25人しか招待せず」。
  - 「コミュニティへ行き、農民たちの心に働きかけ、プロサバナに対する立場を変え、事業に賛成するようにしろ。」
- ◇ 農民らの返答：
  - 「ProSAVANA を農民たちに受け入れるよう強制することはできない。事業を望んでいない農民やコミュニティに対して、政府が今行っている情報操作や脅迫のキャンペーンを、直ちに止めるべき。」
- ◇ 5月9日：SDAE 代表者が次のように脅迫：
  - 農民やコミュニティに ProSAVANA を受け入れるように執拗に迫り、「そうしなければ牢屋に入れる」と強調した。

## (2) 公開質問状の質問2(2)と(3)にある、MAJOL社の発言の中身の確認

- ① 第15回では、MAJOL社から録音を取り寄せ、以下の発言をしたことが事実かどうかについて確認頂くことになっていました。
- 第15回では当初「MAJOL社は独立している機関」との主張がなされましたが、当該契約の全額が日本の税金で賄われており、「市民社会の関与」のために契約されたコンサルタント企業がどのような説明を市民社会に行っているのかを契約主の JICA が確認し、それらが虚偽の説明であれば当然アクションを取ることが不可欠と考え、この確認を求めます。
  - なお、第15回時に説明された通り、NGO側では以下の内容を録音で確認済みです。

## 質問2(2) NGO「個別協議」の際の MAJOL 社の説明

- ① JICAとしては、もし市民社会と良い形で仕事ができないのなら、プロサバナは中断し余所に行くと言っている。日本の市民社会と国会の一部に対して、この事業を継続することにおいて正当性を得ることに非常に困難に直面するところまで来たからだという。
- ② もう一度市民社会をテーブルに着かせることで、この壁を壊す(事業を前進させる)のが、「このキャンペーン (MAJOL社との契約による諸活動)」の裏のモチベーションである。JICAは、この「混乱 (mess)」を片付けて、早く仕事ができるようにしたい」と言っている。また、もし国会が合意した予算が実行に移されないのであれば、JICAは援助機関として失敗したことになる。となれば、JICAは将来的にどの援助予算も確保できなくなる。
- ③ JICAとしては、「プロサバナをやるか、やらないか」について、モザンビーク人同士で席に着いて話し合ってもらい、間違いを知りたい。反対意見の人の意見も聞きたい。その上で、「プロサバナを前に進める、あるいは閉じるか決めたい」と言っている。

<sup>3</sup> [http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/ProSAVANA/12kai\\_shiryo/ref10.pdf](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/12kai_shiryo/ref10.pdf)

<sup>4</sup> [http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/ProSAVANA/13kai\\_shiryo/ref1.pdf](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/13kai_shiryo/ref1.pdf)

質問 2 (3) ナンプーラでのワークショップでの説明 (1月11日)

- ① プロサバンナに対する闘いで「市民社会は勝利した」。したがって、現在の問題はこれをどのように活用するかであり、市民社会はプロサバンナの対話にコミットし、交渉し、関与する必要がある。
- ② 「プロサバンナにノー」と言うことは、9,325,000,000Metical (約245億円)のお金を無駄にするということだ。日本の国会でこの件は議論されており、ここで君たちがプロサバンナの前進に同意しないと、全部の資金が消えることになるが、それでもいいのか？
- ③ 市民社会で別の農業開発計画を立てて、それを市民社会や農民が有効に使うべきではないか？ そもそも JICA はモザンビークの現実を理解していないから、市民社会や農民組織の関与が不可欠だ。関与することで彼らを変えることができる。
- ④ 市民社会は、このお金と機会を利用 (take advantage) すべきで、この機会を逃すと永遠に失ってしまう。JICA にはカネがある。だから、プロサバンナを前進させ、「(プロサバンナ)委員会」を作り、関与し、これを利用しよう。

- ② また、ワークショップ1日目には MAJOL 社の役割や JICA との契約について多くの疑義が出され、環境団体から、「MAJOL 社は市民社会、農民に委員会結成という結論を強要するべきではない」との発言が行われたことについて承知されているか、また承知していてもしていないとしても NGO 側で録音を確認しましたので、MAJOL 社が JICA の主張する「独立の第三者的なファシリテーター」として役割を逸脱したことについてのご見解をお願いします。

(3) NGO 側配布資料「ProSAVANA 事業で長引き、悪化してきた諸問題に関する NGO の見解と資料一覧」<sup>5</sup>に関する見解

- 昨年8月に、JICA・外務省と NGO の認識や情報の齟齬を埋めることを目的として、国会議員の提案で双方が資料を作成し、議論を行うことになっていました。
- ① 相互の認識についての理解を促進するため、NGO 側のこの間のプロセス分析についてご確認頂き、ご見解をご共有下さい。

資料冒頭抜粋

本資料は、現在「小農支援」「対話」が強調されるプロサバンナ事業に対し、なぜ現地社会（特に農民）から反対や疑問の声があがり続けているのかについて、これまでの経緯、現地農民組織や市民社会並びに政府側主張を踏まえ、JICA 新ガイドラインを手がかりに検討・提示するものである。政府側関係者の理解の一助になれば幸いである。

**【JICA 環境社会配慮ガイドライン (1. 基本的事項)】**

「環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。

したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。」

<sup>5</sup> [http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/201508prosavana.pdf](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/201508prosavana.pdf)

### 誤った対応による拡大・悪化する問題

現地・国際社会の高まる批判を受け（リーク文書もあり）、軌道修正を余儀なくされたが、この事実（失敗）を認めず、広範なる現地市民社会等の要請（「一時停止を求める公開書簡」）、日本市民社会の要請「緊急中断と抜本的見直し」に応え、信頼醸成と社会合意形成の努力をした上で再開する等の仕切り直しをしないまま、下記の政治手法を使って反対意見を抑え込むことで、事態を乗り切ろうとした。（2013年～）

- ① 反対者らへのモザンビーク政府の「対応促進」による人権侵害の頻発
  - ② 政府関係者による過去の事実の秘匿・改ざん、宣伝・プロパガンダの強化
  - ③ 反対意見の矮小化、プロセスからの排除
  - ④ 援助を使った「地元利権者」賛成派づくりと「一本釣り」による分断
  - ⑤ 「公聴会」の事例に典型的な「賛成の声」の演出
- これらの政治手法が、現地農民や市民社会の更なる不信感と反発を招くとともに、この時期に急速に悪化したガバナンス運営を行うモザンビーク政府（特に、前大統領、元内務大臣であった農業大臣）を介在させる形で行われたため、人権侵害の頻発を招いた。（2013年後半～）
- 以上について、JICA・日本政府は主導的・間接的役割を果たしているが（多くの事例で問題発生時に同席）、度重なる現地や市民社会の訴えにもかかわらず、「現地に聞いたが確認できず」とその責任を認めないまま対策を怠り、事態改善を悪化させている。（資料 1頁）

#### （4）今回このプロジェクト（市民社会関与）を進めざるを得なかった原因の分析

- 2012年10月にUNACが「不透明性と排除」を批判し、UNACをはじめモザンビーク社会の広範なる市民社会組織が署名した2013年5月の3カ国首脳宛公開書簡では以下の問題点が指摘され、「民主的でインクルーシブな対話メカニズム」の設置が求められました。

- ① 「プロサバナ事業における巧妙なる操作。同事業に反対し、農業部門の持続可能な発展のための代替案を提案するコミュニティや市民社会組織に対する脅迫」
- ② 「憲法で我々に保障された情報・協議・参加へのアクセス権の行使という点において、法律を遵守しておらず、民主的で透明で幅広く深い公衆（農民男女、家族、民衆）との討論を欠いている。」
- ③ 「アクセスできたごく限られた情報や文書にすら、深刻な情報の食い違いや内在的な矛盾があることに気づかされました。」
- ④ 「協議、住民参加」と呼ばれるプロセスが不正に満ちている。」

- しかしなされた対応は、突然の「ステークホルダー会議」「集会」「公聴会」の開催であり、「3000人近くの声を聞いた」「問題は個別で公聴会は無効化しない」ということでした。
  - そして、今回突然、しかし日本の市民社会が議員経由で情報開示請求結果を手にする2月5日まで、10月7日に「市民社会関与プロジェクト」がJICAの資金によって始動し、11月2日には契約に至り、12月7日にはTORが提出され、12月15日にはレポートも提出され、1月20日までに対話プラットフォームが設置されるよう契約に記され、その通りの準備が進んでいたこと、にもかかわらずこのプロジェクトの全容は日本だけでなく現地市民社会には現在も明らかでないことについては第15回で議論されました。
  - この点に関し、繰り返し複数NGOから質問がありましたが、十分なお返答がありませんでした。
- ① これまでの「対話」が上手く行かなかった故に今回の新たな事業が起された訳ですが、その上手くいかなかった原因についてJICAは、いつどのように何を理解したのか？つまり、原因分析のプロセスと結果をお教え下さい。

\*なお、第15回のご回答は「原因の分析」ではなく、「結果・目的・希望」になっていました。これらはすでにお聞きしましたし、契約書にも書いてありますので、協議の時間を確保するために、「原因の分析」に絞ってお教え下さい。

- 「これまでのやり方が不十分であるとの意見を頂戴した。そのプロセス自身についての批判を受けていたため、市民社会のオーナーシップのもとでやっていくべきことで進めて行く事ができないかと考えて施策した」（議事録 19 頁）
- （NGO：対話が進まなかったから契約書を作るしかなかった、とおっしゃった。なぜ進まなかったのか？）「自由な対話、その環境を作る事が必要だった」（議事録 20 頁）
- 「公聴会の結果として、政府側がリードした部分があった。それではない形が望ましいからこの形になった」（議事録、22 頁）
- （NGO：これは JICA のガイドラインの「透明な対話プロセスですか？」）その場を作り出すというのが必要であった。今までそれがなかなか作れなかった。（議事録、21 頁）

（5）「プロサバナ事業社会コミュニケーション戦略」文書の「契約コンサルタントに新聞記事の執筆や準備をさせる」という記述の妥当性。

- この点について、第 15 回時に NGO 側から PPT 資料を使って、2013 年に策定された「プロサバナ事業の社会コミュニケーション戦略」文書の内容について問題提起が行われました。また、この文書が現在でもプロサバナの戦略文書として撤回されていないことも JICA 側から確認がありました。詳細は、PPT をご覧下さい。以下は同文書の当該箇所スキャンです。
- なお、契約の目的の中には、「現在のコースを変えるため」との文言も書かれていました。

#### Communication Strategy in the framework of ProSAVANA

##### 2. Long-term Communication Strategy

This initiative comprehends two stages:

(1) Hiring of consultant for establishing social communication of ProSAVANA comprehending the following aspects:

- Consultancy based on products: TV and Radio shows, written articles to be publicized among a certain range of readers (national and international medias, news agency, etc.)
- Advice for the ProSAVANA-HQ Coordinators, as well as implementing and coordination institutions of ProSAVANA on the suitable behavior towards the media,
- Preparation of messages about ProSAVANA,
- Preparation of journalist articles, shows and TV and radio broadcasts on the Programme,
- Supporting deliverance of press release and newsletter of ProSAVANA among medias, news agency, etc.

##### 4. Immediate Actions

- Hiring consultant for preparing the communication audit and strategy definition
- Hiring advisory consultant journalist
- Finalization of the ProSAVANA presentation to be made for Governmental Institutions at central, regional, provincial and district level
- Press-trip to the Nacala Corridor to collect images and prepare "campaign" about ProSAVANA and its beneficiaries
- Press-trip
  - Take advantage of relevant activities of ProSAVANA to promote press trips to Brazil or Japan. Since the trip to Japan was implemented by MINAG, it is possible to hold the next press-trip to Brazil.

- ① その結果、以下の議論がなされましたが、JICA からは何が問題か理解できないということで、一旦持ち帰りとなりました。ご検討の結果をお教え頂くとともに、万一依然として問題がないというご見解であれば、その理由を教えてください。

JICA：「提灯記事を書くように」とは書いていない。プロサバナの間違った理解を正しい理解に持っていくことに努めようということだと思う。十分な情報が無かったことに批判をいただいていたので、より適切なことを書いて、コミュニケーションを良くしてアウトリーチを良くするという趣旨です。

NGO：プロサバナのコミュニケーション戦略には「契約コンサルタント自身が記事を準備する・執筆する」と書いてあります。これはマスメディア、あるいはメディアへの政府の介入ではないのですか？

JICA：主旨が分からないので、改めて検討して…

（6）JICA の考える「意味ある対話」「農民主権」の定義

- ① この間の協議で明らかになったのは、JICA の考え・実施する「意味のある対話」と「農民主権」の理解の齟齬が一番大きいと考えられますので、明確な定義をご披露頂くことが、次へのステップに繋がると思います。「プロサバナの」ということでなく、「JICA にとっての意味ある対話と農民主権」について見解を共有下さい。

なお、第 15 回ではこの点について 次のように紹介されています。



JICA 農村開発部次長：

- 契約書等でいつまでに報告書やレポートを出してというような報告があり、その時にはすでに決まっているという言い方があった。
  - しかし、通常契約書は、ターゲットとなる日にちをあらかじめ適応した上でするものである。
  - 必ずしもこのプロセスの中においては、全く先に決めていたというのではなく、我々がそれを現地の市民社会の方々に押し付けていると言うものではない。
  - むしろ現地の市民社会の皆さんが、議論していただきその提案を我々が受けるというようなやり方をしている。
- これも繰り返しになるが、現地で開かれたワークショップのオーナーシップは現地の市民社会の皆さんがお持ちになっている、というのが我々の理解。
- その中で、農民主権やいろいろな彼らの声は、これから議論されるものだと考えている。
  - そういう意味では農民主権というか、現地の市民社会の皆さんが議論されて、ロードマップが作られた。このロードマップにあわせて、議論していくべき、ものである。
  - その中で我々がマスタープランで十分でなかったことについて一緒に説明していくとともに、必要な部分は彼らと議論をしながら変更していく。
- 我々が作っていた。作っており、それを彼らに無理に押し付けている訳でない。
- もう一点、WS の結果、現地の市民社会の方々からワークショップの結果として出た。UNAC からも声明文が出た。やはり、UNAC も WS に参加していたということで、考え方が違うということであれば、WS に参加したメンバーで議論されるべき事項だと思う。その内容がどちらのスタンスに立って正しいというものではないと思う。

JICA 農村開発部課長：

- MAJOL と JICA の契約書については、その通りです。情報開示された通りです。
- 以前も時期がくれば話すと言ったが、それは我々ではなく、現地の人たちが自由に議論し決定するためと思ってのことである。
- 今回の MAJOL が作ったプレゼンテーションも、契約書や TOR を見れば、我々がスーパーバイズするとなっているが、彼ら自身の自由度を持った議論をしていくことが重要。我々は過度な介入はしていない。それは、我々がしてはいけないから。そういった経緯である。
- 今 PPT の中でも発表していただきましたが、UNAC や他の農業団体の声明内容が出てきたが、それも現地で議論すればいいと思う。議論が違うなら、議論をたたかわせればいいと思う。
- UNAC のみなさんも、プラットフォームの土台に乗って議論されるのが一番良いのではないですか。

## (7) 「市民社会関与プロジェクト」の契約・TOR の準備を開始した時期・プロセス

- 第 15 回時に、このプロジェクトがいつどのような形で構想されたのかについては、農村開発部の出席者は「細部まで把握していない」ということでした。
- ① アフリカ部にご確認の上、ご回答下さい。

2. 以下は、第 15 回で質問された点で、3/3 のメールには入れていなかった質問です。

### (1) 「公開質問状」への回答に関する質問 3 (1) (2)

- 質問 3(1)の対話のためのワークショップが不適切な時期（休暇中・農繁期）の開催になった点、質問 3(2)対象州の農民連合への招待が間際になって（週日 2 日弱）参加できなかった点についての JICA の回答は、いずれも以下のものでした。

このワークショップは農民組織や市民団体の方々が開催を決定して時期を設定されたものです。…その意を受けた MAJOL 社が関係団体に通知を行った。そういう意味でも JICA がお答えする立場にない。(JICA 農村開発部、第 15 回意見交換会)

- ① 「農民組織」が意思決定に関わったことが繰り返し強調されていますが、具体的にいずれの「農民組織」が開催を決定して主催したのかお教え下さい。
- ② 少なくとも 2012 年からプロサバンナ事業に積極的に問題提起をし、モニタリングに関与してきた対象州の最大の農民連合がこの決定に関わった事実はないため、プロセスのどの部分でどのような理由によりこれらの農民連合が意思決定から外れたのかお教え下さい。その際には、すでに第 15 回で NGO 側より指摘した点を踏まえて頂ければ幸いです。（\*詳細は、3/3 に添付した議事録 11 頁をご覧ください）

- ③ また、第 15 回で JICA による MAJOL 社との契約書・TOR の内容について NGO 側から詳細の報告を行いました。11 月 2 日からの契約で、第 13 回から約束された「UNAC や反対意見をもつ多様な市民社会組織との事前協議を経た意味のある対話のやり方の実現」に相当する対話プラットフォームが 1 月 20 日までに設置可能と考えた理由をお教え下さい。

#### (2) 「公開質問状」への回答に関する質問 3 (4)

ワークショップにおける MAJOL 社の暴力的発言及び行動について、第 15 回では以下の回答が JICA よりなされています。

- ① 同席していた複数の市民社会のメンバーによるとこのような指摘の事実は無かったと聞いている。  
② 他方で、コンサルタントではないと思うが、場を乱す発言や振る舞いをした参加者がいたという話を同時に聞いている

- ① 公開質問でも明示したように、本件は 1 日目午前の休憩時間中に発生しています。この自体を受けて、(i) MAJOL 社の同僚が別室に連れて行ったこと、(ii) 同僚が休憩後全員の前で詫びたこと、(iii) この当事者がその後は一切出て来なかったことについても事実確認をお願いしています。以上の (i)-(iii) についても事実関係をご確認下さい。
- ② 一般的にも、特にプロサバンナ事業については、人権侵害にかかる被害者と政府側（契約コンサルタントを含む）の主張が著しく異なってきたことは事実です。被害を訴えている主体がいる以上、それを踏まえて話を聞く、あるいは第三者に入ってもらうなどの努力を行うことが要請されてきましたが、そのような対応をされたのか、される予定なのかお教え下さい。
- ③ 会議の主催者側であり市民社会のファシリテーター役を行うべきところを、逸脱した言動があったとの主張がある以上、MAJOL 社に何らかの注意などをしたと考えられますが、そのことを具体的にお教え下さい。
- ④ 公開質問は、1 日目具体的な時間の「MAJOL 社の暴力的発言と行動」に関するものですが、上記二番目の答えの主旨がまったく不明です。被害者の意見を尊重せず、話も聞かず、「なかった」と断定し、他方「場を乱す別の者がいた」とあえて持ち出す理由をお教え下さい。  
(ア) 「場を乱す者がいた」ために、MAJOL 社の暴力的言動の可能性はゼロになったという主張でしょうか。  
(イ) 「場を乱す者」に対してはファシリテーターとして逸脱した言動をして良いという主張でしょうか。

\*なお、録音を聞けば分かる通り、1 日目午前のこの休憩時間の前までに、この被害者らが MAJOL 社のコンサルタントに暴力的言動をふるわれるに足る言動を行ったことはありません。

#### (3) UNAC をはじめとする市民社会組織 9 団体の非難声明

- ① 1 月 13 日に発表された UNAC の声明、2 月 19 日に発表された UNAC など 9 団体の声明<sup>6</sup>(別添付いたします) について、ご確認の上ご見解をお願いします。
- ② 第 15 回では、「UNAC も参加していたのだから、考え方が違うのであれば、ワークショップに参加したメンバーで議論されるべき事項」「UNAC の皆さんもプラットフォームの土台に乗って議論されるのが一番良い」との見解が述べられましたが、そもそも JICA の契約に基づいて MAJOL 社が推進してきた一連のプロセスへの疑義が出されている以上、JICA にも責任があると考えます。JICA の責任についてのご見解をお願いします。
- 繰り返しになりますが、「MAJOL 社はファシリテーションのみ」と主張されますが、実際のワークショップでは繰り返し介入がなされていることが録音で確認できる上に、契約により、対話プラットフォームの ToR やロードマップも MAJOL 社が政府側に提供しています。

#### (4) 国民の「知る権利」の侵害について

- 日本の市民社会から「今後のプロセス」について、意見交換会の場で質問が繰り返されました。本意見交換会は、このようなテーマを話し合うために設定されており、その時すでにア

<sup>6</sup> [http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/ps20160219appeal.html](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20160219appeal.html)



イディアがある、あるいは既に進んでいたものがあれば重要な共有され協議される事項と考えられます。

- ① 日本の市民社会に説明し、相談しなかったのは何故ですか？
  - ② この一端について日本の市民社会が情報を得て質問をした際にも、説明しなかったのは何故ですか？
  - ③ 現地・日本での繰り返しの要請にも関わらず、MAJOL 社との契約書・TOR の中身を、積極的に公開（日本・現地）しなかった理由は何ですか？
  - ④ JICA ガイドランでは、「関係政府機関は説明責任が強く求められる」とありますが、第 13 回・第 14 回の意見交換会でなされた説明は、これに反すると考えますが、JICA の見解をお教え下さい。
- また、ナンプーラでの課長・JICA・市民社会組織との面談で、「日本の市民社会がナンプーラには面会すべき正当性をもった団体がいない」と課長が発言したと、ナンプーラ市民社会プラットフォームが 2 度にわたってメールしている点を踏まえ、課長は第 15 回でこのようなことを一切おっしゃっていないと説明されました。
- ⑤ この点についてのその後の確認状況をお教え下さい。

#### 【最後に】

以上は主として第 15 回の記録に基づいていますが、これまでの協議の積み重ねを十分に踏まえ、議論を前進させるために、第 13 回で行われた協議を再録しておきます。

第 13 回では、人権侵害の問題について、「聞いた。なかった。だから問題なし。前に進める」という JICA の説明について、問題提起がありました。1 月 25 日に提出された公開質問状の回答のあり方も、第 15 回の協議の際の回答も、第 13 回の議論を踏まえていないものでしたので、今一度ご確認をお願いいたします。

- NGO から以下の問題提起がなされた。
- ① ガバナンスの問題、構造の問題などが出て来ているが、大変重要でこれをそのまま放置すべきではない。プロサバンナ事業に関する現地調査結果の議論とも関係する点である。
  - ② 前回の意見交換会で、外務省から「プロサバンナを政治化させてはいけない」という指摘があった。しかし、プロサバンナが政治的に利用されているという現実と実態がある。特に、ローカル・コンテキストの中でそうになっていることをきちんと認識しないと本当にまずい。
  - ③ 「人権が直接プロサバンナに直接関係していない」という応答など、その意識が決定的に欠けており、そのために人権やその他の問題についても、「聞いてみました、だからいいですよ」という話しかになっていない。
  - ④ 「協議する、合意する」という際、誰がどこでどんな形で何を協議したのかが問われる。ローカル・ポリティックスによって事業が使われてしまっていることを認識しておかないと、間違った支援になる。
  - ⑤ 7 月の来日時、現地農民組織（UNAC）の一行は、現地やローカルなところで人権侵害を許す構造があるという点。それをきちんと認識して下さい、と述べていた。
- JICA アフリカ部の約束：
- ① 人権の話も軽視するつもりはなく、農業食糧安全保障省とは、今後のやり方、これまで起きた事についてレビューし、何らかの措置をとるべき点があればとって進めましょうと話した。公聴会で起きたことは、当事者としてきちんと責任をもって対応し、今後に対応する。